平成２８年（フ）第４２８号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５丁目２番２号
債務者　木村　誠一
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４３６号
千葉県柏市青葉台１丁目11番30号　プロシード青葉台Ａ－201号
債務者　井出　優美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４４７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1124番地の８
債務者　寿松木秀二
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４４８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1124番地の８
債務者　寿松木繁美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４４９号
神奈川県小田原市西酒匂１丁目４番１－202号　リバーサイドハイツ
債務者　加賀谷信子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２７６号
名古屋市南区堤町３丁目50番地　堤ハイツ２Ｄ号
債務者　川本　妙子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９５号
千葉県佐倉市臼井144番地１　ストロベリーハイツ203
債務者　石井　勝義
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４０２号
神奈川県平塚市見附町46番30－601号　レーベン見附町、前住所神奈川県平塚市四之宮５丁目８番19号　湘南四之宮寮
債務者　松川　淳一
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９号
奈良県吉野郡十津川村大字上野地324番地の19
債務者　中井　耕平
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第９９号
広島県福山市多治米町４丁目23番８号　Ａ101
債務者　横島　善市
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１０５号
広島県府中市用土町134番地５
債務者　佐藤　仁昭
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１０９号
広島県福山市川口町２丁目16番35号　パル・ロアール105
債務者　松岡菜見子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１１１号
広島県福山市御幸町大字中津原1903番地１　アンフィニフレンディア２Ｂ101
債務者　正岡　美香
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１１２号
広島県福山市高西町川尻3893番地５
債務者　胡木加代子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１１７号
広島県福山市千田町３丁目14番22―301号　コーポラス　アラキ
債務者　野田　健一
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１４８号
青森市西滝２丁目８番18号
債務者　木村　　亨
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６５号
山口県周南市新地町10番30号
債務者　井野　清則
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
山口地方裁判所周南支部